

埼玉県地域福祉支援計画について

福祉政策課

1 趣旨

社会福祉法108条に基づき、市町村が住民や地域の団体等と連携して進める地域福祉活動を県として支援するため、「埼玉県高齢者支援計画」「埼玉県障害者支援計画」などの個別計画と連携・整合を図りながら、各計画に共通する横断的事項について定めた計画です。

2 計画期間

第3期計画（現行） 平成24年度～26年度（3年）

第4期計画（次期） 平成27年度～29年度（3年）

3 現行計画の主な内容

- 支え合いの地域づくり
 - 地域支え合いの仕組みの普及・拡大
 - 孤立を防ぐ取組の推進、災害時の要援護者支援の促進
- 地域福祉を支える担い手づくり
 - NPO・ボランティアへの支援、福祉教育の充実
 - コミュニティビジネスの支援
- 利用者を守る仕組みづくり
 - 権利擁護体制の充実
 - 誰にもやさしいまちづくり
 - ・ 福祉のまちづくり条例やバリアフリー条例による生活関連施設の整備促進
 - ・ 障害者用駐車場マナーアップキャンペーンなどを通じた普及啓発
 - ・ 鉄道駅のエレベーターやスロープ、多機能トイレなどの設置促進

4 計画の策定・推進体制

- 埼玉県地域福祉推進委員会（13名）H25年度は2回開催（7月、11月）
- 埼玉県地域福祉推進委員会作業部会（6名）H25年度は1回開催（2月）

5 策定スケジュール（予定）

平成26年4月～	基礎調査、地域福祉推進委員会・作業部会開催
平成26年11月頃	社会福祉審議会
平成27年1月頃	県民コメント
平成27年3月	完成

埼玉県障害者支援計画について

障害者福祉推進課

1 趣旨

障害者基本法第11条第2項に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法第89条第1項に基づく「障害福祉計画」を一体化した計画で、県の障害者施策推進の基本的方向や達成すべき障害者福祉サービスの目標を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図るものです。

2 計画期間

第3期計画（現行） 平成24年度～26年度（3年）

第4期計画（次期） 平成27年度～29年度（3年）

3 現行計画の主な内容

- 理解を深め、権利を護る
 - 啓発・広報活動の推進、権利擁護の推進
- 地域生活を充実する
 - 地域生活支援体制の充実、日中活動・住まいの場の確保、社会参加の支援
- 就労を進める
 - 雇用の場の創出、職業訓練の充実
- 共に育ち、共に学ぶ教育を充実する
 - 障害児教育の充実、自立できる力の強化
- 安心・安全な環境をつくる
 - 療育体制・保健・医療サービスの充実、防災対策の充実
 - 福祉のまちづくりの推進
 - ・ まちづくりの総合的推進、公共施設・道路環境・公共交通機関の整備

4 計画の策定・推進体制

- 埼玉県障害者施策推進協議会（20名） 25年度は2回開催（7月、2月）
- ワーキングチーム（19名） 25年度は3チーム設置、延べ14回開催

5 策定スケジュール（予定）

平成26年4月～	障害者施策推進協議会
平成26年6～8月頃	障害者団体ヒアリング、アンケート
平成27年1月頃	県民コメント
平成27年3月	完成